

石川県公報

令和4年9月30日(金曜日)

号 外

(第78号)

目 次

| 訓 令 | | 人事委員会 | |
|--------------------------|---|----------------------------------|---|
| ○石川県処務規程の一部改正 (行政経営課) | 1 | ○石川県立学校処務規程の一部改正 | 5 |
| ○石川県教育委員会事務局等処務規程の一部改正 | 4 | ○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則 | 5 |

訓 令

石川県訓令第17号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県処務規程(昭和33年石川県訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

令和4年9月30日

石川県知事 馳 浩

第72条の3第2項を削り、同条第3項中「別記様式第117号の五」を「別記様式第117号の四」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「別記様式第117号の六」を「別記様式第117号の五」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「別記様式第117号の七」を「別記様式第117号の六」に改め、同項を同条第4項とする。

第72条の4第1項中「別記様式第117号の七の二」を「別記様式第117号の七」に改め、同条第2項中「育児休業等計画書(別記様式第117号の四)」を「育児短時間勤務計画書(別記様式第117号の七の二)」に改め、同条第3項中「前条第3項及び第4項」を「前条第1項及び第2項」に改める。

第73条第2項中「第七十二条の三第3項及び第4項」を「第七十二条の三第1項及び第2項」に改める。

別記様式第27号の3を次のように改める。

別記様式第27号の3 (第72条の3 関係)

(表)

育 児 休 業 承 認 請 求 書

年 月 日

石川県知事 様

請求者 所 属 _____
職 _____
氏 名 _____

次のとおり 育児休業の承認 育児休業の期間の延長 を請求します。

| | | |
|---------------|---|-----------------|
| 1 請求に係る子 | 氏 名 | |
| | 続 柄 等 | |
| | 生 年 月 日 | 年 月 日生 |
| 2 請求の内容 | <input type="checkbox"/> 育児休業の承認 (次に掲げる育児休業の承認を除く。) <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認 (既に2回の育児休業 (育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。) を取得した場合のものに限る。) <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 (同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認 (既に2回の育児休業 (育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。) を取得した場合のものに限る。)、育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業の承認又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入) | |
| | <hr/> <hr/> | |
| 3 請求期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| 4 既に育児休業をした期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| 5 配偶者 | 氏 名 | |
| | 育児休業の期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 6 備考 | | |

(裏)

- (注) 1 この請求書(石川県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年石川県条例第3号。以下「条例」という。)第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件に係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書などのいずれか)を添付すること(写しでも可)。
- 2 「2 請求の内容」欄の「1歳6か月までの子の育児休業」とは、条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう(5において同じ)。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業をしようとする場合は、所属、職、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- 5 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業(条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう)、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
- 6 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 7 該当する□に、レ印を記入すること。

別記様式第27号の4を削る。

別記様式第27号の5中

「 育児休業等に係る子を養育しなくなった。

同居しなくなった。 負傷・疾病 託児できるようになった。 を

その他() 』

「 育児休業等に係る子を養育しなくなった。

同居しなくなった。 負傷・疾病 託児できるようになった。 に改め、同様式を別記様

その他() 』

式第27号の4とする。

別記様式第27号の6中「なつた」を「なった」に改め、同様式を別記様式第27号の5とする。

別記様式第27号の7中「殿」を「様」に改め、同様式を別記様式第27号の6とする。

「
別記様式第27号の7の2中 次のとおり 育 児 短 時 間 勤 務 の承認を請求します。 を
育児短時間勤務の期間の延長 』

「
次のとおり 育 児 短 時 間 勤 務 の 承 認 を請求します。 に改め、同様式を別記様式第27号の7とす
育児短時間勤務の期間の延長 』

る。

別記様式第27号の7の次に次の1様式を加える。

別記様式第27号の7の2(第72条の4関係)

育 児 短 時 間 勤 務 計 画 書

年 月 日

石川県知事 様

請求者 所 属

職

氏 名

石川県職員等の育児休業等に関する条例第11条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり提出します。

なお、下記の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。

| | | | |
|-----------|--|---------|---------|
| 1 請求に係る子 | | | |
| 子 の 氏 名 | | 生年月日 | 年 月 日生 |
| 2 請求者の計画 | | | |
| 請 求 期 間 | | 年 月 日から | 年 月 日まで |
| 再度の請求予定期間 | | 年 月 日から | 年 月 日まで |
| 3 備 考 | | | |

(注) 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出するものとする。

2 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。

3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。

4 変更の届出の場合は、1及び2の記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の石川県処務規程の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

教 育 委 員 会

石川県教育委員会訓令第4号

庁 中 一 般
出 先 機 関
学 校 以 外 の 教 育 機 関

石川県教育委員会事務局等処務規程(昭和41年石川県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

令和4年9月30日

石 川 県 教 育 委 員 会

第70条の2の2中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第70条の2の3第2項中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改め、同条第3項中「前条第二項及び第四項」を「前条第二項及び第三項」に改める。

第70条の3第2項中「第七十条の二の二第三項及び第四項」を「第七十条の二の二第一項及び第三項」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

石川県教育委員会訓令第5号

県 立 学 校

石川県立学校処務規程(昭和41年石川県教育委員会訓令第6号)の一部を次のように改正する。

令和4年9月30日

石 川 県 教 育 委 員 会

第32条の3中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第32条の3の2第2項中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改め、同条第3項中「前条第二項及び第四項」を「前条第二項及び第三項」に改める。

第32条の4第2項中「第三十二条の三第三項及び第四項」を「第三十二条の三第二項及び第三項」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月三十日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第十三号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則

(一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十三年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第二項第二号中「をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である職員を除く。)」を「(次に掲げる育児休業を除く。)をしている職員」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から石川県職員等の育児休業等に関する規則(平成四年石川県人事委員会規則第四号。以下この号において「育児休業規則」という。)第四条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業規則第四条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である育児休業

第七十条第二項第二号中「をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である職員を除く。)」を「(第六十六条第二項第二号イ及びロに掲げる育児休業を除く。)をしている職員」に改める。

(石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部改正)

第二条 石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則(昭和三十三年石川県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第八号及び別表第二第八号中「後八週間」を「以後一年」に改める。

(石川県職員等の育児休業等に関する規則の一部改正)

第三条 石川県職員等の育児休業等に関する規則(平成四年石川県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正

する。

第一条の三第一項中「第二条の三第三号ロ」を「第二条の三第三号ハ」に改め、同項に次の一号を加える。

三 条例第三条第一号から第四号までに掲げる事情に該当した場合

第一条の三第二項中「第二条の四第二号」を「第二条の四第三号」に改める。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条の二中「第三条第八号」を「第三条第七号」に改める。

第四条を次のように改める。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第四条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第三条第七号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の二週間前までに行うものとする。

2 第三条第二項の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第四条の次に次の一条を加える。

(条例第三条の二の育児休業をすることができる期間)

第四条の二 条例第三条の二の人事委員会規則で定める期間は、五十七日間とする。

第七条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に規定する育児休業(第四号については、引き続いて承認する育児休業に限る。)が当該育児休業に係る子の出生の日から第四条の二に規定する期間内にあるものである場合にあつては、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に替えることができる。

第七条第四号中「引き続き」を「引き続いて」に改める。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。